

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-43条 【 省 略 】</p> <p>第2編～第3編 【 省 略 】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-43条 【 省 略 】</p> <p>第2編～第3編 【 省 略 】</p>	<p>【追記部分】第1-14条 1(1) アグリスの登録申請方法の変更に伴うもの</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p>	<p>【追記部分】第1-13条 1(1) アグリスの登録申請方法の変更に伴うもの</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p>第2編～第3編 【 省 略 】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p>第2編～第3編 【 省 略 】</p>	<p>【追記部分】第1-13条 1(1) アグリスの登録申請方法の変更に伴うもの</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録 1 【 省 略 】</p> <p>(1) 農業農村整備事業は、原則、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下、AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>【追記部分】第1-14条 1(1) アグリスの登録申請方法の変更に伴うもの</p>